

正会員 ○田中 均 \*1

同 友清 貴和\*2

## 大分県における行政区域の歴史的変遷事例

### 地域施設設計画における圏域設定手法に関する研究 その3

#### 1. はじめに

本稿は前稿その1に従って、具体的な事例として大分県を対象に取り上げ、歴史的資料から圏域設定の条件となる要因の抽出を試みたものである。

#### 2. 分析結果

##### ・2-1. 江戸時代までの行政区画変遷

古代律令制(郡郷制)時代は豊後国 8郡40郷と豊前国 の一部 2郡17郷が現在の大分県領であった。10世紀頃から、これらの郡郷制が崩れ始めると、権力あるものが土地を開墾し荘園が乱立した。荘園開発が終焉した12世紀末、荘園公領制が確立され境界が明確になった。

##### ・2-2. 江戸時代の行政区画変遷

幕藩体制のもと小藩分立を強いられ、多くの藩が生まれては消え、幕末には 8藩 6領が大小様々な形で残存した。各々の藩はそれぞれ異なる制度により領内を統治し、町村を「組」、「手永」などの単位でまとめていた。【図-1】<sup>注1)</sup>

##### ・2-3. 明治時代の行政区画変遷

明治 4年、廢藩置県により一国一県を基本として大分県が定められた。この時の17町1801村は藩制時代のそれとほぼ一致するが、戸籍法制定により「区」が設置され町村は行政区画の意義を失い地理的名称となった。

同11年、「郡区町村編成法」において区を廃し、郡町村を再び行政区域として定め、12郡 9町1128村となつた。その後、経費節減のため一町村または数町村に一つの役場を設置した。同17年には全国的に行政区画の改正が行われ、政府の方針である「從来のほぼ5ヶ村を合した 500戸を基準とした区域を役場所轄区域とする」<sup>注2)</sup>に則って、役場を設置した(連合町村)。

同22年、近代的地方自治制度の導入に伴う市政・町村制が全国的に施行された。県でも政府の方針である「各町村は大凡300~500戸を以て標準とする」<sup>注3)</sup>を基本として慎重に検討を重ねた結果、旧体制の町村は旧連

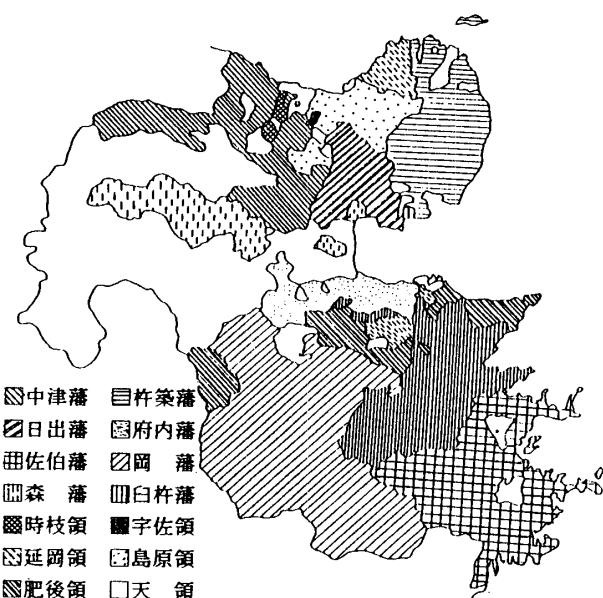


図-1 江戸時代末期藩領域図（年代不詳）

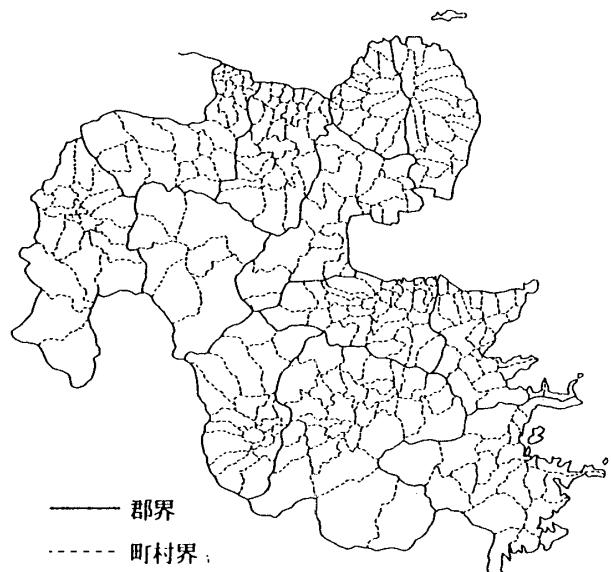


図-2 明治22年町村図

A study on the historical transiton of administrative district in Oita prefecture

A study on the zoning techniques for the facility area No.3

5195

Tanaka Hitoshi et al.

合町村での区画を基礎にした14町 265村に再編された。中には「その区域を変更することを希望する」町村も少なくなかったが、郡長あるいは知事らが自らそれらの町村に出向き、並々ならぬ苦労を重ねて説得したことが記録に残されている。<sup>注4)</sup> 【図-2】<sup>注5)</sup>

#### ・2-4. 明治後期から戦前までの行政区画変遷

日露戦争(明治34~35年)後、町村は27町 231村となつた。また、昭和に入り国が軍国主義の政策を探るとともに、戦時体制強化の国策から町村合併が強行された。

#### ・2-5. 戦後の行政区画変遷

戦後の町村合併・分立は住民の意志を尊重とする民主化政策の一環として推進され、戦時に合併が強行された町村の分立運動が活発化するが、成立したのは一件にとどまった。昭和28年、地方自治の基盤強化のため国の政策として「町村合併促進法」が施行された。大分県でも町村の行財政・地勢・住民感情・経済的諸条件等の実態を把握し、円滑な町村合併を進めるために根本方針として「人口8,000人以下の町村はすべて合併対象としたが、地理的事情により、気運の醸成の高まるまで一時保留をした方が良策である、と考えられるものについては、翌年度以降に廻すこととした。但し、合併気運の高い町村にあたっては今回一気に合併を促進」<sup>注6)</sup> が挙げられ、7市40町148村中、合併対象町村138、非対象町村50として 7市93町村に減少する計画であった。その結果、11市33町23村となつたが、中には計画されたにもかかわらず地理的原因などにより合併されなかった町村も存在した。【図-3】<sup>注7)</sup>

これらの合併されなかった町村で、以降合併したものは 3町村しかなく、他の 8町村は現在も独立した町村として存続している。平成 5年現在では11市36町11村合計58市町村を数えるに至っている。【図-4】<sup>注8)</sup>

### 3. おわりに

大分県では明治に至るまで地形の複雑さも加えて行政区画は不安定な道をたどり、集落は領域として小規模化を余儀なくされたと思われる。それらの数多くの集落は明治22年時の町村制施行にともなう町村合併により、古来からの多年にわたる生活共同体としての伝統を喪失し、代わって「近代的」自治の確立によって今日の市町村の基盤が誕生したと思われる。

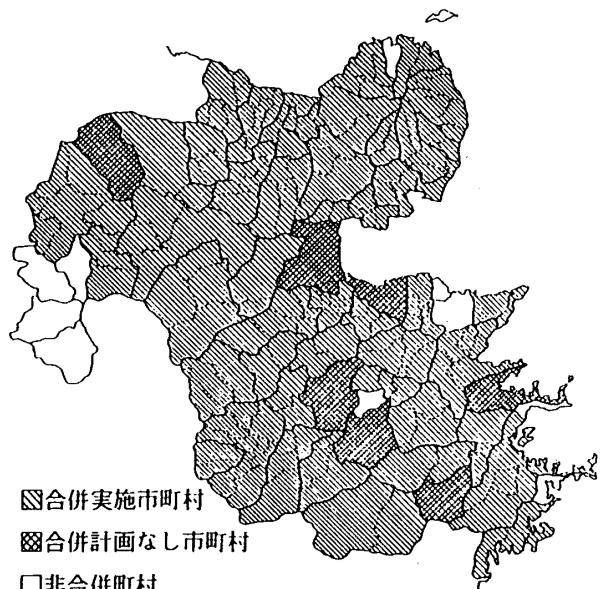


図-3 町村合併促進法(昭和29~31年)下合併市町村図

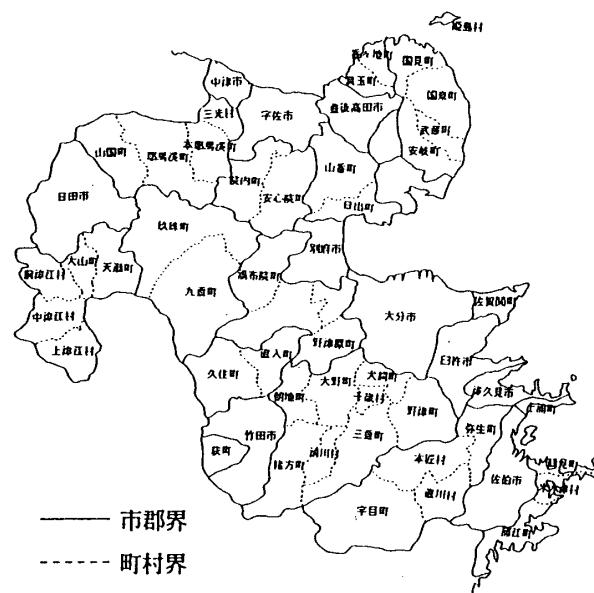


図-4 平成5年現在市町村図

#### 【注および参考文献】

- 1)青野壽郎・尾留川正平「日本地誌21」、1975、二宮書店
- 2)「大分県の百年」、1968、大分県
- 3), 4)「大分県史『近代I』」、1986、大分県
- 5)「豊後国各郡全国」、大分県
- 6)「大分県史『現代I』」、1990、大分県
- 7)「市町村の変遷」、「昭和29年度市町村合併」、大分県
- 8)自治省行政局振興課「全国市町村要覧」、第一法規出版株式会社

\* 1 鹿児島大学大学院 \* 2 鹿児島大学助教授・工博